

議案第 7 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 <u>育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</u>とする。</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 <u>労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、<u>1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、<u>1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を</u></p>	<p>第8条 <u>削除</u></p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(労働基準法第67条の規定による育児時間又は橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u></p>

減じた時間(当該時間が2時間を超える場合は、2時間)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。